会議名	平成25年 第12回 寒川町農業委員会 定例総会
開催日時	平成25年12月25日(水)午後1時30分から 開催形態 公 開
開催場所	寒川町役場 議会第1会議室
出席委員	会長:8番 金子保男 会長職務代理:6番 脇 文亮 委員:1番 栗田 務 2番 石塚雄司 3番 楠谷 稔 5番 藤井 彰 4番 石黒 明 7番 木村長茂 合計8名
欠席委員	なし
農業委員 会事務局	事務局長:畑村正樹 主査:中野秀 主任主事:原田智香
議事	日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第4条・5条の規定に基づく許可不要に準ずる届出について 日程 第3 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について
会議の概要	会長:ただ今から、平成25年第12回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名全員でありますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人に、5番藤井委員と6番の脇委員を指名いたします。 名長:それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号45号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。事務局:(議案番号45号を朗読) 当案件は、位置図にあるとおり倉見の農業振興地域の農用地以外の農地です。地目は田ですが現況は耕作されていない畑です。譲受人は当該地の北向かいの814-4にある作業所と事務所で自動車を販売、板金塗装などをする会社を経営しています。現在使用している販売用車両の保管場所は、あちこちに点在しているため、今回の申請地に一括保管し、利便性を向上させるもので、普通車で40~50台分を駐車するものです。立地基準は第3種農地で東側の道路向かいの市街化区域に隣接しております。南隣の田との境界は土留めをするなど、周辺の農地への影響はないと考えられます。 会長:続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 1番:現地について、以前は田でしたが3年ほど前に農地造成が承認され、畑として除草などの管理はされていましたが、作付けは一度もなく今回の転用となっています。今後の課題となるかと思われます。 会長:ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ま事務局としての見解はどうか。 事務局に造成については要綱に基づき実施されており、今回の転用も手続き上は問題がないが、今後の検討事項とさせていただきます。 会長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号45号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 会長:では全員賛成ですので、議案番号45号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に日程第2、農地法4条・5条の規定に基づく許可不要に準する届出について、報告番号106号、続いて日程第3、農地法4条第1項第7号の規定による転用品出

について、報告番号107号、108号の2件、日程第4、農地法第5条 第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号109号から11 3号の5件を一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局:(報告番号106~113号を朗読)

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、

書類を受理いたしました。

会 長:ただいまの報告について発言のある方は挙手願います。

(特になし)

会 長:よろしいでしょうか。発言が無いようですので、届け出の報告事項につい

ては了承されたこととします。最後にその他審議事項はありますでしょう

か。 (特になし)

会 長:では、以上をもって、平成25年第12回寒川町農業委員会定例総会を閉

会いたします。

資

料 1. 平成25年第12回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(5番) 藤井 彰 議事録署名人(6番) 脇 文亮

本議事録は、平成26年 1月29日、承認・署名を得て確定しました。